

高島電機株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

- ・男性の育児休業・出生時育児休業取得率を20%以上とすること。
- ・女性の育児休業取得率を80%以上とすること。

(対 策)

- ① 令和6年4月～ 出産予定者ならびに出産予定の配偶者を持つ男性社員に対する事前面談等を実施し、育児関連諸制度の説明と利用希望確認を行い、取得できないとする課題の聴取、改善に向けた検討をすすめる。
作業再配分、技術・知識の伝達、代替要員確保等の課題について、計画的かつ継続的に具体的な対応策を実施する。
職場の意見収集を行うとともに、両立支援に関する情報提供を定期的に実施する。
育児休業等の諸制度を周知するため、管理職会議ほか新規採用者等への説明会等、各種会議を通じての説明を継続的に実施する。
- ② 令和7年10月～ 育児休業等を取得しにくいとする課題について、ヒヤリング等を実施し課題改善に向けた具体的検討をおこない、必要な研修等を整備する。

目標2 育児・介護休業を取得している社員に対する情報提供の内容について、より充実を図るため検討をすすめる。

(対 策)

- ① 令和6年10月～ 育児・介護休業を取得する社員への情報提供について、休業取得経験者等から意見収集をおこなう。
- ② 令和7年4月～ 意見収集を踏まえ、情報提供についてより充実を図るべく検討をすすめ、随時休業者に対し反映させる。

目標3 インターンシップ等の就業体験をおこない、採用を志望する方に対して、雇用の機会を積極的に支援する。

(対 策)

- ① 令和6年8月～ 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保、その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進をおこなう。

目標4 所定外労働時間の削減のための措置を実施する。

(対 策)

- ① 令和6年 4 月～ 時間外労働のさらなる削減に向け、管理職会議等で課題の洗いだしをおこない、個々の課題に対する対策を検討する。
- ② 令和7年 4 月～ 週1回のノー残業dayの設定等、具体的な削減対策を検証し、実現に向けた課題の整理と対応を開始する。
社員への周知を図り、検討策の仮運用等をすすめ、効果と運用上の課題を確認する。
- ③ 令和8年10月～ ノー残業day等の具体的制度を決定し、運用を開始する。

以 上